

南山ルンビニー園運営規程

(施設の目的)

第1条 南山ルンビニー園（以下、「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念と愛知育児院基本指標「いのちの輝きを追求する」に基づき、よりよい環境下、保育と教育の場として一人ひとりを尊重しながら適切な発達援助をするとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 人格形成の基礎を培う大事な時期を過ごす環境として、心身ともに健全で思いやりある豊かな人間性をもった子どもを育てるために努めるものとする。また、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、乳幼児期の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2 保育教諭等は、愛情深いかかわりの中で一人ひとりの気持ちや考えを受け止めながら園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるように努める。また、園児の主体性を育みながら情緒の安定をはかり、園児と共によりよい保育及び教育の環境を創造するように努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南山ルンビニー園
- (2) 所在地 名古屋市昭和区南山町5

(提供する特定保育・教育の内容)

第4条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）等を踏まえ、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育・教育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育・教育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他保育・教育にかかる行事等
- (4) 障害児保育
- (5) 産休あけ保育
- (6) 延長保育事業

(7) 産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業

(8) 休日保育事業

(給食および食育)

第5条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

- 2 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態嗜好等に十分に配慮する。
- 3 アレルギーのある園児については、主治医の指導の下、除去食や代替食を提供する。
- 4 健康な生活の基本として食を営む力の育成に努める。発達の過程に応じた食にかかわる体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食育計画を作成し実施する。

(地域および保護者に対しての子育て支援)

第6条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援および相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) ルンビニーひろば

内容を設定し、子育ての情報や実践を提供(月2回開催)

(2) わいわいひろば

参加者が自由に子育ての情報交換をする(月1回開催)

(3) 絵本の貸し出し

(4) 育児相談(随時)

(5) 在園児保護者に対しての育児相談

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1名(常勤職員)

園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副園長 1名(常勤職員)

副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を処理する。

(3) 主幹保育教諭 1名(常勤職員)

主幹保育教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の保育及び教育を行う。

(4) 指導保育教諭 1名(常勤職員)

指導保育教諭は、園児の保育及び教育を行うとともに、保育教諭その他の職員に対して、保育及び教育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭 19名(常勤職員17名、非常勤職員2名)

保育教諭は、園児の教育及び保育を行う。

(6) 看護師 1名(常勤職員)

看護師は、園児の健康及び清潔な生活空間に留意し環境を整える。

また、園児および保護者に対して健康についての情報を提供する。

(7) 調理員 4名(常勤職員2名、非常勤職員2名)

調理員は、園児の給食及びおやつや離乳食、アレルギー食を調理し提供する。

(8) 保育補助員 4名(非常勤職員)

保育補助員は、乳児保育の補助を行う。

(9) 特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

(保育及び教育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)

(2) 本園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

(3) その他園長が必要と認めた日

3 休日保育事業における保育の提供する日は、日曜日および国民の祝日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(保育及び教育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 休日保育事業の利用時間は、8時から18時までとする。ただし、事業実施日において利用者のいない時間帯がある場合は、利用者に支障のない範囲内で当該時間帯の事業実施をとりやめることができる。

2 教育を提供する時間は、10時から14時とする。

(利用者負担額等の受領)

第10条 本園は、保育及び教育を提供した際は、園児の保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。(徴収方法については別紙参照)

2 本事業所は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち別表に掲げる費用及び保育・教育の質の向上を図る上で特に必要である別表に掲げる対価の支払を園児の保護者から受けることができるものとする。

3 本園は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

4 本園は、第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに園児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、園児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用定員)

第11条 保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども 3人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども 75人
- (3) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳以上の子ども 43人
- (4) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳未満の子ども 12人

(保育および教育の利用開始、終了に関する事項)

第12条 支給認定を受けた保護者で、保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長(以下「事務所長」という。)に提出するものとする。

2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、事務所長が名古屋市長の定める基準により調整を行うものとする。

3 1号認定子どもが本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。また、入園希望者が利用定員を上回る場合は抽選により選考を行う。

4 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育および教育の提供を終了することとする。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき(1・2号認定)
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」第19条第2号及び第3号に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(学年および学期)

第13条 本園の教育にかかる学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第14条 本園は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第15条 本園は子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第16条 本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第17条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、毎月1回必ず避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

(防犯及び事故防止)

第18条 本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。防犯教育として年に2回、防犯訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等

の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第20条 本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第21条 本園の職員および職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児または家庭の情報を漏らしてはいけない。

2 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則および個人情報保護に関する規程を遵守する。

(記録の整備)

第22条 本園は、園児に対する保育及び教育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育及び教育の提供に当たっての計画。
- (2) 提供した保育及び教育にかかる必要な事項の提供の記録。
- (3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」第19条に規定する市町村への通知の記録。
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年3月26日名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

(改廃等)

第24条 本規程を改廃する時は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月23日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

【利用者負担額及び実費徴収について】

1 利用料

- 支給認定を受けた保護者の利用者負担額を園が直接徴収。
- 利用者負担額は名古屋市に納める市・県民税の額によって、名古屋市が決定。

2 その他経費

- 食費……3歳以上児について主食の提供を行い、その費用を 1000 円とする。
3歳以上児について副食の提供を行い、その費用を 4500 円とする。
1号についても同様とする。
- 保育・教育の向上のために必要な物品……その都度徴収。
- 行事参加のための費用……必要に応じて徴収。

3 延長保育料

- 開所時間（7：00～19：00）外に保育が必要な場合は 10分毎に200円徴収する。
- 保育短時間認定の方がコア時間（8：30から16：30）外に利用する場合は延長保育料として日額 200 円徴収する。

4 預かり保育料（1号認定）

- 教育時間外の預かり保育については月額4000円（16時以降は5000円）とする。
- 朝の預かり保育時間 8時～10時
- 午後の預かり保育時間 14時～18時

5 休日保育料

- 市の休日保育規程に基づいて徴収。
- 開所時間外保育が必要な場合は 10分毎に 300 円徴収。

6 徴収方法

- 利用料及び経費については三菱東京UFJ銀行の自動口座振替とする。
- 休日保育料については当日実費徴収する。